

# 青森県報

第四千七百七十九号

平成二十八年  
七月二十九日  
(金曜日)

## 告 示

青森県告示第五百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定により、次のとおり自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分指定するので、同条第四項前段の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年八月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	指定する道路の部分	指定する期日
一般国道一〇号	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野二三四の一から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三八四の六まで	平成二八年七月二十九日

青森県告示第五百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年八月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

### 目 次

#### 告 示

自動車専用道路の指定	（道路課）	一
道路の区域の変更	（同）	一
道路の供用の開始	（同）	二
公 告		
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	（商工政策課）	二
右 同	（同）	二
建設業者の許可の取消し	（中南地域 県民局）	三
右 同	（同）	三
出先機関		
道路の位置の指定	（西北地域 県民局）	三
監査委員		
監査結果に対する措置の公表	（事務局）	四
雑 報		
青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則	（新産業都市 建設事業団）	七

図面番号  
道路の種類  
路線名  
変更の区間

変更の前後別  
敷地の幅員  
敷地の延長  
備考

1		国 道 一〇一 号		つがる市木造越水屏風山一の九九から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三三九の一まで	
後		前			
一〇八・八九メートルまで	一一・一七メートルから 六二・〇〇メートルまで	一三〇・七四メートルまで	一一・一七メートルから 六二・〇〇メートルまで	四三七九・〇〇メートル	五〇〇七・〇〇メートル
四三七九・〇〇メートル	五〇〇七・〇〇メートル	四三七九・〇〇メートル	五〇〇七・〇〇メートル		

青森県告示第五百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年八月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇一 号	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田字平野三三四の一から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三三四の六まで	平成二六・七三〇

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグアサヒ青森西店  
青森市大字石江字三好七一の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社横浜ファーマシー  
北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四  
代表取締役 浅野雅晴
- 三 意見の概要  
意見の意見なし
- 四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十八年七月二十九日から同年八月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マエダモールおいらせ

上北郡おいらせ町緑ヶ丘二丁目五〇の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

前田商事株式会社

代表取締役 前田恵三

むつ市小川町二丁目四の八

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びおいらせ町役場

2 期間

平成二十八年七月二十九日から同年八月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 宝塗装工芸社

二 氏名 黒石 勝正

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字清水森字沼田四九の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第二〇〇三三三三号

五 取消年月日 平成二十八年七月四日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年七月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 青山鉄工所

二 氏名 千葉 清光

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡田舎館村大字高樋字深山林一二五の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第二〇〇三三三八号

五 取消年月日 平成二十八年七月四日

六 取消しに係る建設業の許可

鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年七月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 出 先 機 関

西北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。









別記第二の第三十四条第十一項中「#2.9/パーセント」を「#2.8/パーセント」に改める。

別記第二の第四十一条第二項中「#2.9/パーセント」を「#2.8/パーセント」に改め、同条第四項中「#2.9/パーセント」を「#2.8/パーセント」に改める。

別記第二の第四十九条第三項中「#2.9/パーセント」を「#2.8/パーセント」に改める。

別記第三のその一別紙第三条第二項中「#2.9/パーセント」を「#2.8/パーセント」に改め、その二別紙第四条第二項中「#2.9/パーセント」を「#2.8/パーセント」に改め、同第十八条第二項中「#2.9/パーセント」を「#2.8/パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年八月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県新産業都市建設事業団財務規則第四十八条、別記第二及び別記第三の規定は、平成二十八年八月一日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭